

空き家バンク 物件募集中

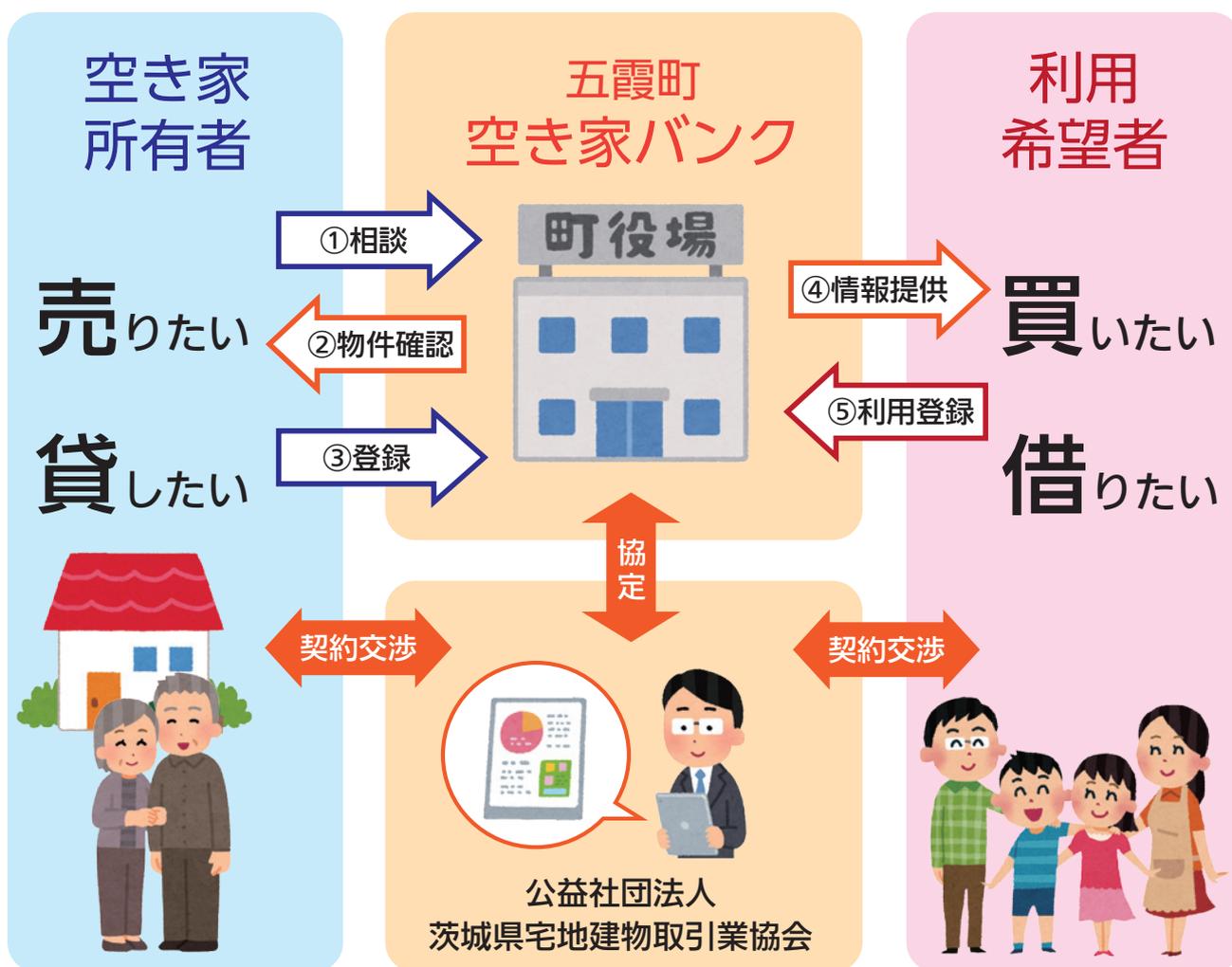


空き家を有効活用してみませんか？

空き家を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい方へ町が橋渡しする制度があります。それが**空き家バンク制度**です。町では、令和3年7月から空き家バンク制度を始めました。まずは、空き家を登録してみませんか？お気軽にお問い合わせください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。



空き家バンクへの登録と利用について



注意事項

物件の売買、賃貸借に関する交渉や契約は、町と協定を締結している公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会から推薦を受けた媒介業者と行うことになります。

〇お問い合わせ 生活安全課 くらし環境G ☎(84)3618(直通)